



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和5年度

宇城農地整備事業

出村・宇土割工区区画整理実施設計（その4）業務

積 算 書

（当初）

九州農政局
宇城農地整備事業所

九州農政局

[illegible]

[illegible]

業務別業務名:設計業務

九州農政局

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名	宇城農地整備事業
業務名	出村・宇土割工区区画整理実施設計（その４）業務

業務別業務名:設計業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単－ 1号 ***					
S02115	主任技師		人		1,000 人	歩A 当たり算出
	主任技師			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04003 基(C)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04003	主任技師	1,000	人	64,800	64,800	
	合 計				64,800	算出数量 1,000 人
	単 価				64,800	
	*** S単－ 2号 ***					
S02115	技師 (A)		人		1,000 人	歩A 当たり算出
	技師 (A)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04004 基(C)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04004	技師 (A)	1,000	人	57,000	57,000	
	合 計				57,000	算出数量 1,000 人
	単 価				57,000	
	*** S単－ 3号 ***					
S02115	技師 (C)		人		1,000 人	歩A 当たり算出
	技師 (C)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04006 基(C)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04006	技師 (C)	1,000	人	38,400	38,400	
	合 計				38,400	算出数量 1,000 人
	単 価				38,400	
	*** S単－ 4号 ***					
S02115	技術員		人		1,000 人	歩A 当たり算出
	技術員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R04007 基(C)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0		
R04007	技術員	1,000	人	33,600	33,600	
	合 計				33,600	算出数量 1,000 人
	単 価				33,600	
	*** S単－ 5号 ***					
S60028	実施設計 ほ場整備(5,6,8作業除く)		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	実施設計 ほ場整備 難易度補正 I, 24ha, 0.0km, 0箇所, 0箇所, 2箇所, 0箇所, 0箇所			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 設計内容 2) 設計対象地区面積	難易度補正 I 24ha		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3) 送配水管路延長	0.0km		深夜時間:0.0		
	4) 農道橋梁工	0箇所				
	5) 水管橋工	0箇所				
	6) 用排水施設現況取付工	2箇所				
	7) 県町村道横断工	0箇所				
	8) 河川放流工	0箇所				

事業名	宇城農地整備事業
業務名	出村・宇土割工区画整理実施設計（その４）業務

業務別業務名:設計業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	9)1-1. 現地調査現地調査	計上する				
	10)1-2. 現地調査地耐力調査	計上しない				
	11)1-3. 現地調査道路用排水系統調査	計上しない				
	12)1-4. 現地調査現況施設調査	計上しない				
	13)1-5. 現地調査補償物件調査	計上しない				
	14)1-6. 現地調査各種施設の取付標高	計上しない				
	15)1-7. 現地調査各種取付点平面位置調	計上しない				
	16)2-1. 資料の検討・収集資料の検討	計上する				
	17)3-1. 計画・設計諸元区画形状の検討	計上しない				
	18)3-2. 計画・設計諸元道路規模の検討	計上しない				
	19)3-3. 計画・設計諸元計画平面図作成	計上する				
	20)3-4. 計画・設計諸元面積算定	計上する				
	21)3-5. 計画設計諸元道路用排水路縦断	計上する				
	22)3-6. 計画・設計諸元計画用水量	計上しない				
	23)3-7. 計画・設計諸元用水収支計算	計上しない				
	24)3-8-1. 水理計算用水路樹枝状管水路	計上しない				
	25)3-8-2. 水理計算管網管水路	計上しない				
	26)3-9. 計画・設計諸元計画排水量	計上しない				
	27)3-10. 計画・設計諸元排水路水理計算	計上する				
	28)4-1. 施設設計道路等標準断面図	計上する				
	29)4-2. 施設設計附帯施設設計	計上する				
	30)4-3. 施設設計整地計算	計上する				
	31)4-4. 施設設計暗渠排水	計上する				
	32)4-5. 施設設計数量計算	計上する				
	33)6-1. 送配水管路工水理・構造計算	計上しない				
	34)6-2. 送配水管路工縦断図作成	計上しない				
	35)6-3. 送配水管路工附帯工設計	計上しない				
	36)6-4. 送配水管路工数量計算	計上しない				
	37)7-1. 農道橋梁工設計図作成	計上しない				
	38)7-2. 農道橋梁工数量計算	計上しない				
	39)8-1. 水管橋工設計図作成	計上しない				
	40)8-2. 水管橋工数量計算	計上しない				
	41)9-1. 用排水施設現況取付設計図	計上する				
	42)9-2. 用排水施設現況取付数量計算	計上する				
	43)10-1. 県町村道横断工設計図作成	計上しない				
	44)10-2. 県町村道横断工数量計算	計上しない				
	45)11-1. 河川放流工設計図	計上しない				
	46)11-2. 河川放流工数量計算	計上しない				
	47)12. 概算工事費積算	計上する				
	48)13. 照査	計上する				
	49)14. 点検取りまとめ	計上する				
	50)1-1個別補正現地調査	1.00				
	51)1-2個別補正地耐力調査	1.00				
	52)1-3個別補正道路用排水系統調査	1.00				
	53)1-4個別補正現況施設調査	1.00				
	54)1-5個別補正補償物件調査	1.00				
	55)1-6個別補正施設の取付点標高測量	1.00				
	56)1-7個別補正取付点平面位置調査	1.00				
	57)2-1個別補正資料の検討	1.00				
	58)3-1個別補正諸元区画形状の検討	1.00				
	59)3-2個別補正諸元道路規模の検討	1.00				
	60)3-3個別補正諸元計画平面図作成	1.00				
	61)3-4個別補正諸元面積算定	1.00				
	62)3-5個別補正諸元道路用排水路縦断	1.00				
	63)3-6個別補正諸元計画用水量	1.00				
	64)3-7個別補正諸元用水収支計算	1.00				
	65)3-8-1個別補正用水路樹枝状管水路	1.00				
	66)3-8-2個別補正管網管水路	1.00				
	67)3-9個別補正諸元計画排水量	1.00				
	68)3-10個別補正諸元排水路水理計算	1.00				
	69)4-1個別補正施設設計道路水路図	1.00				
	70)4-2個別補正施設設計附帯施設設計	1.00				
	71)4-3個別補正施設設計整地計算	1.00				
	72)4-4個別補正施設設計暗渠排水	1.00				
	73)4-5個別補正施設設計数量計算	1.00				
	74)6-1個別補正送配水管水理構造計算	1.00				
	75)6-2個別補正送配水管路縦断図作成	1.00				
	76)6-3個別補正送配水管路附帯工設計	1.00				
	77)6-4個別補正送配水管路数量計算	1.00				
	78)7-1個別補正農道橋梁工設計図作成	1.00				
	79)7-2個別補正農道橋梁工数量計算	1.00				
	80)8-1個別補正水管橋工設計図作成	1.00				
	81)8-2個別補正水管橋工数量計算	1.00				
	82)9-1個別補正用排水施設取付図作成	1.00				
	83)9-2個別補正用排水施設取付数量計算	1.00				
	84)10-1個別補正県町村道横断工図作成	1.00				
	85)10-2個別補正県町村道横断数量計算	1.00				
	86)11-1個別補正河川放流工設計図作成	1.00				
	87)11-2個別補正河川放流工数量計算	1.00				
	88)12個別補正概算工事費積算	1.00				
	89)13個別補正照査	1.00				
	90)14個別補正点検取りまとめ	1.00				
R04003	主任技師					
	内業	4.360	人	64,800	282,528	
R04004	技師（A）					
	内業	12.870	人	57,000	733,590	

事業名	宇城農地整備事業
業務名	出村・宇土割工区区画整理実施設計（その4）業務

業務別業務名:設計業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
R04005	技師（B） 内業	18.110	人	47,200	854,792	
R04006	技師（C） 内業	43.560	人	38,400	1,672,704	
R04007	技術員 内業	65.000	人	33,600	2,184,000	
	合 計				5,727,614	算出数量 1.000 式
	単 価		式		5,727,614	
	*** S単－ 6号 ***					
S63003	設計労務(直接人件費内業) (5,6,8作業)		式		1.000 式	歩A 当たり算出
	設計労務(直接人件費内業)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)主任技術者の人数	0.00人		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)技師長の人数	0.00人		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)主任技師の人数	25.50人		深夜時間:0.0		
	4)技師Aの人数	47.70人				
	5)技師Bの人数	42.70人				
	6)技師Cの人数	31.70人				
	7)技術員の人数	33.30人				
R04003	主任技師	25.500	人	64,800	1,652,400	
R04004	技師（A）	47.700	人	57,000	2,718,900	
R04005	技師（B）	42.700	人	47,200	2,015,440	
R04006	技師（C）	31.700	人	38,400	1,217,280	
R04007	技術員	33.300	人	33,600	1,118,880	
	合 計				8,722,900	算出数量 1.000 式
	単 価		式		8,722,900	
	*** S単－ 7号 ***					
S63010	打合せ（設計業務基準日額）		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ（設計業務基準日額） 一般工種,着手前・最終,1.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.5日,0.14日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	日			豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種		深夜時間:0.0		
	2)打合せ	着手前・最終				
	3)設計用主任技師人数	1.00人				
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	0.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.140日				
R04003	主任技師	0.640	人	64,800	41,472	
R04004	技師（A）	0.640	人	57,000	36,480	
	合 計				77,952	算出数量 1.000 回
	単 価		回		77,952	
	*** S単－ 8号 ***					
S63010	打合せ（設計業務基準日額）		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ（設計業務基準日額） 一般工種,中間,0.00人,1.00人,1.00人,0.00人,0.5日,0.14日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工種	一般工種		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2)打合せ	中間		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3)設計用主任技師人数	0.00人		深夜時間:0.0		
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	1.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.140日				
R04004	技師（A）	0.640	人	57,000	36,480	
R04005	技師（B）	0.640	人	47,200	30,208	

事業名	宇城農地整備事業
業務名	出村・宇土割工区区画整理実施設計（その４）業務

業務別業務名:設計業務

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	合 計				66,688	算出数量 1.000 回
	単 価		回		66,688	
	*** S単ー 9号 ***					
S63010	打合せ（設計業務基準日額）		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ（設計業務基準日額） 一般工種,着手前・最終,2.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.5日,0.14日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種				
	2)打合せ	着手前・最終				
	3)設計用主任技師人数	2.00人				
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	0.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.500日				
	8)往復移動日数	0.140日				
R04003	主任技師	1.280	人	64,800	82,944	
R04004	技師(A)	0.640	人	57,000	36,480	
	合 計				119,424	算出数量 1.000 回
	単 価		回		119,424	
	*** S単ー 10号 ***					
S63011	打合せ（設計旅費・交通費）		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ（設計旅費・交通費） 一般工種,着手前・最終,通勤により打合せ,,,ライトバン,1日,1時間, L<100km (100km未満)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種				
	2)打合せ内容	着手前・最終				
	3)主任技師配置人員	1人				
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	0人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)打合せ日数	0.50日				
	8)往復移動日数	0.14日				
	9)宿泊区分	通勤により打合せ				
	12)交通機関区分	ライトバン				
	13)高速道路往復料金(税別)	1,218円				
	14)鉄道往復1人当料金(税別)	0円				
	15)バス往復1人当料金(税別)	0円				
	16)船舶往復1人当料金(税別)	0円				
	17)航空往復1人当料金(税別)	0円				
	18)ライトバン使用日数	1日				
	19)時間区分	1時間				
	20)往復移動距離区分	L<100km (100km未満)				
P54301	高速道路等料金 消費税抜き	1.000	式	1,218	1,218	
M28121	ライトバン[ガソリンエンジン・二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,450	1,450	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	2.700	L	156	421	
	合 計				3,089	算出数量 1.000 回
	単 価		回		3,089	
	*** S単ー 11号 ***					
S63011	打合せ（設計旅費・交通費）		回		1.000 回	歩A 当たり算出
	打合せ（設計旅費・交通費） 一般工種,中間,通勤により打合せ,,,ライトバン,1日,1時間, L<100km (100km未満)			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0 豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし 亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	1)設計工種	一般工種				
	2)打合せ内容	中間				
	3)主任技師配置人員	0人				
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	1人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)打合せ日数	0.50日				
	8)往復移動日数	0.14日				

[illegible]

令和5年度 宇城農地整備事業

でむら う とわり
出村・宇土割工区区画整理実施設計（その4）業務

特 別 仕 様 書

九州農政局

宇城農地整備事業所

第1章 総則

第1-1条（適用範囲）

令和5年度 宇城農地整備事業 出村・宇土割工区^{でむら うとわり}区画整理実施設計（その4）業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第1-2条（目的）

この業務は、国営宇城土地改良事業計画に基づき、整備計画を検討するため、出村・宇土割工区のは場整備の実施設計を行うものである。

第1-3条（場所）

この業務において対象とする位置は、熊本県宇城市松橋町及び小川町地内で別添位置図に示すとおりである。

第1-4条（低入札価格契約における第三者照査）

- 1 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。
- 2 第三者照査の企業に要求される資格
 - （1）予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - （2）九州農政局において、令和5・6年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - （3）九州農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - （4）共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
 - （5）中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ①資本関係
 - （ア）親会社と子会社の関係にある
 - （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある
 - ②人的関係
 - （ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている
- 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

 - （1）照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - （2）照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

第 1－5 条（履行確実性評価の達成状況の確認）

本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- 4 業務成果品のミス、不備 等

第 1－6 条（一般事項等）

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。
なお、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木の伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
- 2 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

第 1－7 条（管理技術者）

管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

第 1－8 条（照査技術者）

- 1 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

- 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- 3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

第 1－9 条（担当技術者）

担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

第 1－10 条（配置技術者の確認）

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

第 1－11 条（保険加入）

受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければな

らない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

第2-1条 (適用する図書)

設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準 計画 ほ場整備 (水田) (平成 25 年 4 月)」及び「土地改良事業計画設計基準 計画 ほ場整備 (畑) (平成 19 年 4 月)」を優先して適用する。
他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

第2-2条 (設計基本条件)

設計作業における設計条件は、次のとおりである。

1 設計基本条件

(1) 設計基本条件	
ア 工区面積	24ha
イ 区画計画 標準区画	1.0ha (短辺長 100m×長辺長 100m)
ウ 農道計画 農道の幅員	支線道路B 全幅 5.0m(有効 4.0m)
エ 用水計画 かんがい方式	(水 稲) たん水かんがい (露地畑) うね間かんがい (施設畑) 散水かんがい
計画用水量	代 か き 期 最大 : 0.18m ³ /s 普 通 期 最大 : 0.23m ³ /s 非かんがい期 最大 : 0.02m ³ /s
オ 排水計画 計画基準雨量	355mm (1/10 年確率、3 日連続降雨)
計画排水量	16.8m ³ /s
カ 用排水施設現況取付工	2 箇所
キ 送配水路延長	2.4km (φ 300mm 以下)
ク 揚水機場	1 箇所 水中ポンプ、φ 150×15kw×2 台 (参考) 全揚程 H=20.0m (参考)、吐出量 Q=3.5m ³ /min (参考)

第2-3条 (貸与資料等)

貸与資料は下記のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数量
設計関係	令和元年度 地区調査宇城地区	一式

資料	事業計画書（案）取りまとめ業務 報告書	
	令和元年度 地区調査宇城地区 水収支計算補足検討業務 報告書	一式
	令和3年度 宇城農地整備事業 出村・宇土割工区区画整理検討業務 報告書	一式
	令和3年度 宇城農地整備事業 出村・宇土割工区境界測量業務 報告書	一式
	令和4年度 宇城農地整備事業 出村・宇土割工区区画整理実施設計（その1）業務 報告書	一式
	令和4年度 宇城農地整備事業 出村・宇土割工区区画整理実施設計（その2）業務 報告書	一式
	令和4年度 宇城農地整備事業 出村・宇土割工区区画整理実施設計（その3）業務 報告書	一式
	国営緊急農地再編事業宇城地区 環境配慮計画（令和元年6月）	一式
その他	その他業務実施上、監督職員が必要と認める資料	一式

第2-4条（貸与資料の取扱い）

第2-3条に示す貸与資料の取扱いは下記のとおりとする。

- 1 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第2-5条（関連業務）

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

番号	業務名	業務期間
1	令和5年度 宇城農地整備事業 出村・宇土割工区区画整理実施設計（その5）業務	令和6年4月 ～令和7年2月（予定）

第3章 作業内容

第3-1条（作業項目及び数量）

本業務における設計作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細な作業項目、作業内容は、別紙1【設計作業項目内訳表】に示すものとする。

1 設計作業

作 業 項 目	数 量	備 考
1. ほ場整備 実施設計	24ha	

第3-2条（設計作業の留意点）

1 現地作業の留意点

現地作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序・方法は、監督職員と綿密な連絡を取り作業の円滑な進捗を図る。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 現地調査に当たっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意する。
- (4) 作業実施のための土地立入り等に当たっては、監督職員と連絡を取った後でなければ作業に着手してはならない。
- (5) 作業遂行上、狭隘な道路が多いため、道路からの転落や路肩の損傷等に十分注意する。

2 設計の留意点

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-3条に示す貸与資料、共通仕様書に示す参考図書及び受注者が有する資料を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
<https://www.nn-techinfo.jp> を参照。
 - ・新技術情報システム（NETIS）は
<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> を参照。
- (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。

なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

 - ・「工事工種の体系化」は
https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。
- (7) 新農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月）において、柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意するものとする。

第3-3条（業務の成果品質確保対策）

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農林水産省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、監督職員及び関係する担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

- ①設計条件・前提条件
- ②業務計画の妥当性
- ③スケジュール
- ④設計変更内容
- ⑤その他：資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等

(2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、監督職員及び関係する担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

3 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

4 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農林水産省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

5 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第3－4条（業務写真における黒板情報の電子化）

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

(1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の購入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

第4-1条(打合せ)

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として下記の段階で行うものとする。

なお、打合せ場所は第6-4条に示す場所で行う。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 設計作業着手段階

第2回 中間打合せ(基本条件整理段階)

第3回 中間打合せ(計画・設計段階)

第4回 中間打合せ(施設設計完了時点)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

第5-1条(成果物)

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1 成果物の電子媒体(CD-R 若しくはDVD-R) 正副2部

2 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

第5－2条（報告書要約版の作成）

報告書には本業務の要約版を掲載するものとし、その内容については、別途、監督職員の指示によるものとする。

第5－3条（開示用成果物の作成及び提出）

第5-1条に記載している成果物（PDF ファイル）に含まれる、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報について、システムの編集機能により、その箇所を黒塗りにする措置を行い提出しなければならない。

- 1 開示用成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R） 1 部

第5－4条（成果物の提出先）

成果物の提出先は、次のとおりとする。

熊本県宇城市松橋町松橋 357-1
九州農政局宇城農地整備事業所

第6章 契約変更

第6－1条（契約変更）

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第2-2条に示す「設計基本条件」に変更が生じた場合
- 2 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 3 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 4 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 5 履行期間の変更が生じた場合
- 6 関係者協議等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- 7 その他

第7章 定めなき事項

第7－1条（定めなき事項）

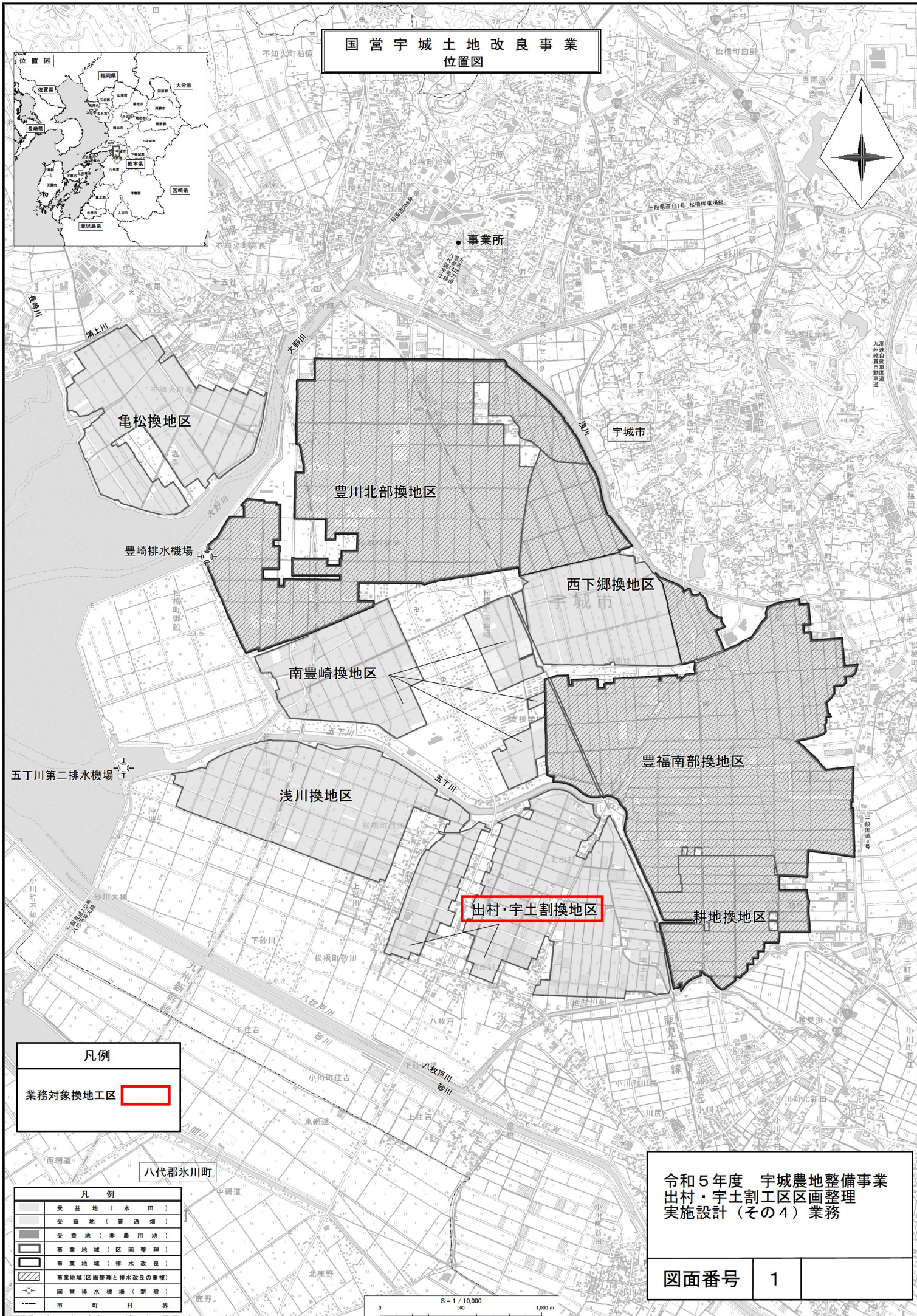
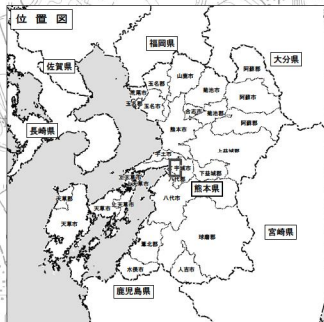
この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1 【設計作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当	初
1. 現地調査			
1-1. 現地踏査	地区内を詳細に踏査し、把握する。	○	
2. 資料の検討及び収集			
2-1. 資料の検討	実施設計のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。	○	
3. 計画・設計諸元検討			
3-1. 計画平面図作成	地区及びその周辺の自然条件、用排水系統、道路体系等を勘案して、地区内の用排水路、道路の配置、ほ区、耕区の決定を行い、現況計画平面図(1/1,000)及び計画平面図(施設計画図 1/1,000)を作成する。【1/1,000 航測図による。】	○	
3-2. 面積算定	1/1,000 図上で、座標読取機の使用により面積を測定し、各種計画が樹立できるようまとめる。	○	
3-3. 道路用排水路縦断計画	各路線別に図測縦断図を作成し、道路用排水路計画を決定する。	○	
3-4. 排水路水力計算	縦断計画に基づく断面決定の水力計算を行う。	○	
4. 施設設計			
4-1. 道路、用排水路標準断面図作成	縦断計画図に基づき、路線別に道路用排水路の標準断面図を作成する。	○	
4-2. 附帯施設設計	工種別、タイプ別に必要に応じ構造計算を行い標準構造図を作成する。【配筋図を含む。】	○	
4-3. 整地計算	全筆の地均計算とブルドーザー運転時間を計算する。【表土扱い計画を含む。】	○	
4-4. 暗渠排水施設設計	暗渠排水施設の詳細設計を行う。	○	
4-5. 数量計算	詳細数量計算を行う。	○	
5. 送配水管路工			
5-1. 水力計算、構造計算	水力計算及び埋設タイプ毎の断面について構造計算を行い管種選定する。	○	
5-2. 縦断図作成	1/1,000 図による図測とし、縦断計画図、管割図を作成する。	○	
5-3. 附帯工設計	必要な構造計算を行い、工種毎の標準構造図を作成する。【配筋図は含む。水管橋、ファームポンド等の付属的施設は除く。】	○	
5-4. 数量計算	詳細数量計算を行う。	○	
6. 揚水機場工			
6-1. 比較検討	ポンプ原動機の機種、台数、口径、形式や基礎工の詳細比較を行う。	○	
6-2. 施設計画	ポンプ型式や、ポンプ制御盤等の電気設備の仕様、吸水槽の寸法、付属設備の規格を決定し、施設の配置計画を決定する。	○	

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当 初	
6-3. 施設設計	吸水槽の基礎工、安定構造計算、配筋計算を行う他、場内配管の検討、各部応力計算や材質・部材の検討決定を行う。	○	
6-4. 設計図作成・数量計算	一般構造図、構造詳細図、配筋図、配管計画図、電気設備図を作成し、詳細な数量計算を行う。	○	
7. 用排水施設現況取付工			
7-1. 設計図作成	必要な構造計算を行い詳細設計図を作成する。【配筋図を含む。】	○	
7-2. 数量計算	詳細数量計算を行う。	○	
8. 施工計画の検討			
8-1. 施工計画の検討	施工方法、工程計画、仮設計画を作成する。	○	
8-2. 仮設計画数量計算	詳細数量計算を行う。	○	
9. 概算工事費積算	各工種単価を作成し、概算工事費を算定する。	○	
10. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○	
11. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	

国 営 宇 城 土 地 改 良 事 業
位 置 図



凡例

業務対象換地区区画

凡 例	
	受益地（水田）
	受益地（普通畑）
	受益地（非農用地）
	事業地域（区画整理）
	事業地域（排水改良）
	事業地域（区画整理と排水改良の重複）
	国営排水機場（新設）
	市 町 村 界

令和5年度 宇城農地整備事業
出村・宇土割工区区画整理
実施設計（その4）業務

図面番号

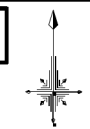
1

S=1/10,000

0 500 1,000 m

出村・宇土割工区 換地計画平面図（案）

【参考図】



S=1/2,000

